

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

令和 7 年 9 月 30 日

岡山市人事委員会

委員長 渡 辺 勝 志

本日、本委員会は、議会及び市長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものです。

本年 4 月における職員給与と民間給与を調査し、精密に比較した結果、月例給については、本市職員の給与が民間給与を 11,560 円（2.89%）下回っていました。本委員会としては、この較差を解消するため、給料表の引上げ改定を行うことが必要であると判断しました。

特別給については、職員の支給月数が民間の支給割合を下回っていたため、0.05月分引き上げる必要があると判断しました。

なお、本年の公民給与の比較にあたっては、今般の国における官民給与の比較方法の見直しを踏まえ、比較対象企業規模を50人以上から100人以上に改めております。

昨年、人事院は、公務員人事管理をめぐる重点課題に対する取組の一環として、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」を勧告しました。本市においても、人事院の示した課題については共通するものがあることから、昨年、報告及び勧告を行ったところです。

本年は、国における見直しの趣旨や他都市の状況、本市の実態等を総合的に勘案した結果、職務・職責を重視した給料体系への見直し及び地域手当の支給割合の引上げを行う必要があると判断しました。

本委員会としては、今後とも、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与を的確に反映させた勧告を行うとともに、市民に対する説明責任を果たしていくことで、公正かつ中立な第三者機関としての立場を堅持してまいりたいと考えています。

様々な面で困難さを増している昨今の社会情勢の中で、高い倫理観と強い使命感を保ちつつ、それぞれの業務に日々全力で取り組まれている職員各位に対し、心からの敬意を表します。心身の健康保持に十分留意いただきつつ、更なるやりがいを持って職務に励まれることを願うとともに、公私ともに充実している皆さんの姿が、“活躍の場として選ばれる岡山市の魅力”に繋がることを期待しております。

議会及び市長におかれましては、この報告及び勧告に基づいて適切に対応されますよう要請します。

市民の皆様におかれましては、人事委員会が行う勧告制度の意義と役割に深いご理解を賜りますようお願い申し上げます。